

作業環境「第1管理区分」でのじん肺発症、なぜ！

環境・健康

当社の労働衛生コンサルタントが、最近新たにじん肺の有所見者が発生した4事業所について、労働災害特別安全衛生診断事業の衛生診断を行なったところ、新規じん肺有所見者の作業場でのB測定(最も高濃度となると思われる作業位置での測定)の最近5回の結果は、第1管理区分が8割を占めていました。

なぜ、このような作業環境管理が適切と評価される作業場で、じん肺が発症するのでしょうか。上記事業所での、作業環境測定の実態から考えられる要因について、下記の表に示しました。

表. 作業環境「第1管理区分」でのじん肺発症の要因

特 性	要 因	備 考
1.作業環境濃度の測定(場の測定)	・作業環境測定に反映されにくい局所的な粉じん曝露	・作業環境測定は曝露濃度の測定ではない
2.定常作業時に測定	・トラブル時の設備内立入時の粉じん曝露(日常的、頻繁)	・トラブル時の作業など非定常作業は測定の対象外
3.測定の時間的制約	・測定とタイミングが合わない間欠作業などでの粉じん曝露	・1単位作業場測定時間:1時間以上(通常1時間)
4.各測定点が固定	・自動化生産ラインでの、同一作業者の複数の単位作業場での粉じん曝露(累積曝露)	・各A測定点は固定、B測定点は状況によって作業者とともに移動(当社)

じん肺などの職業性疾病を予防するには、作業環境測定だけでは不十分であり、個人曝露モニタリングなどにより、作業環境測定を補完する(上記の要因に対処する)必要があります。

kes サポート

目 的	課 題	k e s サポート
把 握	作業環境への有害物質の発散状況	作業環境測定(スポット的曝露状況配慮)
	作業者の有害物質の曝露状況	個人曝露モニタリング
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改 善	作業環境への有害物質の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	有害物質の吸入防止	呼吸用保護具の販売
教 育	衛生意識の向上	労働衛生教育